

全國労働本部提出

二八

決議

本大會は、我が同盟從來の統一運動に立脚じつゝ更に現下の諸情勢に順應して、労働組合戦線統一運動を効果的に遂行するため、左記の具体的方針を決定し、これが實現を期す。

一、全國労働に加盟する組合を出来るだけ早く整理統一し、全國的乃至は地方的に競争力を具備する産業別組合を確立すること。この具体的方針としては、

(1)今後本同盟の加盟組合の資格は「組合員數の単位を二百名以上とす。

(2)本同盟の地方的産業別組合は其の組合員數一千名以上を有することを要するものとする。而して同一地方に於て同種の産業的組合の分立することを許さず。

(3)前二項の條件に充たないものは、産業別性質を具備するものと雖も、すべてを雜種化一般的な労働組合の下に統一せしめ、實力を伴はない組合の亂立を避けること。但し、地方聯合會をもたない地域に於ける二百名未満の加盟組合に對しては、同盟組織部直屬とす。

(4)全國労働内部に産業別整理委員會を設置し、具体的指導をなさしめる。この委員會は中央委員會に直屬し、委員は地方的並に産業的事情を考慮して中央委員會が選任する。

二、日本労働組合會議の擴大強化を計り、それと同時に内部に於ける産業別整理合同を促進すること。その具体的方針としては、

(1)大右翼結成、大左翼結成、といふが如き分裂主義的傾向を克服し、日本労働組合會議を名實共に組合戦線

統一の主體として完成すること。

(2)日本労働組合會議をより緊密化するために地方的並に産業的協議機關を設置活用すること。

(3)組合會議加盟組合間に産業別整理並に合同を促進し、それによつて、組合會議を名實相伴ふ全國的産業別組合を基礎とする強力なる全國的同盟体へと導くこと。

三、全國的産業別組合の確立に協力する全労働團体を併合して労働團体の全國的協議機關を組織すること。その具體の方針としては、

(1)未だ全國的同盟体、全國的産業別組合に加盟せざる地方的單獨組合及び社會大眾黨の地方聯合會に直屬する労働者の諸組織に働きかけてそれらを全國労働に加盟せしめるること。

(2)全國的同盟体或は日本労働組合會議の如き横斷組織から分離する分散的産業別統一論を排して、横斷組織に密着して全國的協議機關を指導すること。

(3)本運動の方針は、常に日本労働組合會議内部の産別整理方針に順應して具体化すること。

理由

本決議の大綱は既に昨年度大會に提案せられ、その後の全國代表者會議(三月)に於て採擇せられたものである。それを本年度大會に於ては、その後諸情勢の發展に應じて具体的に發展せしめたものである。だから今更詳しく述べる事は省略して、決議の三項の各々についてその要点だけを説明して置く。

一、こゝに於ては全國労働内部に於ける産業別組合組織實現の方針の實現を期してゐる。今日産業別組合組織の必要ことは廣く大衆の間に宣傳せられてゐるが同時にその實現の方針を誤り解してゐる傾向が相當にある。財政的に人間的に活動的に見て尙獨り立ち出来ない狀態でありながら、産業別組合の看板をあげたがる傾向がこれだ。その結果